

地籍調査実施のお知らせ

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者の立ち会いのもとで、地番・地目・境界を調査し、面積を測定するものです。
市では、昭和55年度から調査を始め、これまで小原全地区、福岡地区の一部、白川全地区および大鷹沢全地区で調査を終えました。

6月中旬から11月ごろまで調査を実施しますので、土地所有者の方々の協力をお願いします。
平成16年度調査区域
大平坂谷字石高前ほか18区域・齋川字荒屋敷下ほか45区域
①地籍調査室 ☎22-1257



一般利用（有料）や障害者との交流、各種社会福祉活動などに利用ください（減免制度あり）。
○利用時間 8時30分～21時まで（土・日・祝日も利用できます。）
○ふれあい室
集会所などに利用ください。
○陶芸工房
電気窯、土練機、ろくろなど各種陶芸機器がそろえてあります。
○申し込み・問い合わせ先
福祉プラザやまぶき（南町）
☎26-2243
福祉プラザやまぶきで障害者定例相談会を実施しています
●対象 知的・身体に障害がある方またはその家族、友人など
●相談内容 どんなささいな事でも相談に応じます。
●相談日時 毎月第2、第4水曜日の13時～15時まで（26頁参照）
◎福祉事務所社会福祉係
☎22-1400

高齢者福祉サービスのお知らせ

65歳以上の在宅高齢者の方々の生活の質を向上し、介護者の負担軽減を図るための新規事業です。
■外出支援サービス利用助成事業
○利用対象者 65歳以上の在宅高齢者で次の①かつ②に該当する方
①要介護認定で要介護3以上の方
②市民税非課税の方
○助成内容 市内タクシー会社の小型タクシー基本料金相当額の助成券を月4枚（乗車1回につき1枚）を単位として交付します。ただし、すでに福祉タクシー利用助成券の交付を受けている方には、交付できません。
○利用者負担 基本料金相当額を超える料金は利用者負担です。
■寝具類等
洗濯乾燥消毒サービス事業
○利用対象者 65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定が要介護3以上の方
○サービス内容 1回当たり掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯乾燥消毒を行います。布団などは自宅まで取りに伺います。利用回数は年2回以内です。
○利用者負担 市と事業者が契約する委託料の1割を負担いただきます（1回600～700円程度）。

スパシユランド利用助成事業のお知らせ

市では、70歳以上の市民の方を対象に、スパシユランドしろういしの利用割引券を交付しています。どうぞご利用ください。
●交付枚数 一人年間2枚（1回利用につき300円割引）
●交付場所 福祉事務所、市民課福祉総合窓口、各事務連絡所、スパシユランドしろういし受付
◎福祉事務所長寿福祉係
☎22-1400

○訪問内容 サービス事業
○利用対象者 65歳以上の在宅高齢者

福祉プラザやまぶきをご利用ください

●対象 知的・身体に障害がある方またはその家族、友人など
●相談内容 どんなささいな事でも相談に応じます。
●相談日時 毎月第2、第4水曜日の13時～15時まで（26頁参照）
◎福祉事務所社会福祉係
☎22-1400

障害者スポーツ助成事業をご利用ください

市では、心身に障害のある方に心身のリフレッシュや社会活動を促すよう、スポーツ施設利用料金の一部を助成しています。お気軽にご利用ください。
■利用できる方
次の手帳・証書などを持っている方本人と介助者の方1名
・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当受給者証
・特定疾患医療受給者証
■対象施設
・益岡公園、白石川緑地、岩崎公園庭球場などの体育施設
・白石市スポーツセンター（旧勤労者体育センター）
・スパシユランドしろういし
・ホワイトキューブ
・みやぎ蔵王白石スキー場
■助成額 対象施設ごとに週2回を限度として使用料の半額を助成します。ただし、1日以内を単位とするものに限り（個人会員券、市民会員券、シーズン券は対象外）。
■利用方法 施設の窓口で手帳または証書などを提示し、介助人も含めた障害者スポーツ利用助成券の交付を受け、使用料から助成額を差し引いた額を納付ください。
◎福祉事務所社会福祉係
☎22-1400

○訪問内容 サービス事業
○利用対象者 65歳以上の在宅高齢者

身近なことから人権を考えてみませんか

■東北一斉特設人権相談所開設のお知らせ
6月1日は人権擁護委員の日です。白石市の人権擁護委員が特設人権相談所を開設し、人権に関する相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。
●日時 6月1日（火）10時～15時
●場所 中央公民館
●相談内容 結婚・離婚・家族のいざこざ・扶養・相続・遺言・近隣との紛争・差別待遇・法律扶助など
※相談の秘密は守りますので、安心してご相談ください。
◎大河原人権擁護委員協議会
☎0224-52-6053

第3次行政改革大綱を策定しました

市では、「市民サービスの向上と効率的な行政運営」を目的とした地方分権時代にふさわしい積極的な改革の推進を基本理念に、第三次行政改革大綱を策定しました。
■基本方針 「地域の個性を發揮し、心の豊かさを追求した品格とにぎわいのあるまちづくり」のため、市民の皆さんとのパートナーシップによる「行政改革は住民のために、改革は現場から」を改革の目標にしました。
■期間 平成16年度～20年度
■重点事項
①組織・機構の見直し
総合窓口システムの整備による「ワンストップ」サービスの推進
②事務事業の改善
業務の合理化・効率化と多様化する市民からの要望に対応するための業務の外部委託の推進
③行政情報化・環境情報化など、行政サービスの推進
インターネットによる行政情報の提供および情報保護体制の整備
④経費の節減・合理化など財政の健全化
経常経費の削減、自主財源の確保、収納体制の整備
⑤広域行政に関すること
行政基盤強化について対策調整
◎総務課 ☎22-1331

国民年金からののお知らせ

■学生の皆様へ
学生納付特例の申請はお早めに
国民年金は、老齢・障害・死亡などで私たちの生活が損なわれることのないよう、前もって保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。学生の皆さんも20歳になつたら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。
学生の方には、本人の前年の所得が68万円以下であれば保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。この制度が承認された期間中に、事故や病気で障害が残った場合には、満額の障害基礎年金が受けられます。また、将来の老齢基礎年金も受給資格期間に算入されます。なお、老齢基礎年金の額を計算する際には算入されませんので、卒業したら忘れずに納めることをお勧めします。
「学生納付特例制度」の承認期間は、申請月の前月から平成17年3月までですので、4月から承認を受けた方は5月末日までに、市の国民年金相談係で申請手続きを行ってください。
■国民年金の保険料免除期間は、さかのぼって納められます
保険料の免除や学生納付特例の期間は、年金を受けるために必要な資格期間に含まれます。しかし、免除の期間は、老齢基礎年金の額を計算するとき、保険料を納めた期間に比べて、年金額が全額免除の場合は3分の1、半額免除の場合は3分の2として計算されます。また、学生納付特例を受けた期間も、老齢基礎年金の額に計算に含まれません。
そこで、生活にゆとりができたから、この期間をさかのぼって納め、受け取る年金額を増やすことをお勧めします。納められるのは、保険料免除期間や学生納付特例期間から10年以内です。保険料の額は、当時の額に一定率の加算額がつかます。詳しくは管轄の社会保険事務所へお問い合わせください。
◎社会保険事務局大河原事務所
☎0224-51-3111
◎市民課国民年金相談係
☎22-1312

自動車税の納付はお早めに！

自動車税の納付期限は5月31日です。期限までに忘れずに納付しましょう。
自動車税の納税通知書についている納税証明書は、車検の際に必要なので、大切に保管してください。
◎宮城県大河原県税事務所
☎0224-53-3114